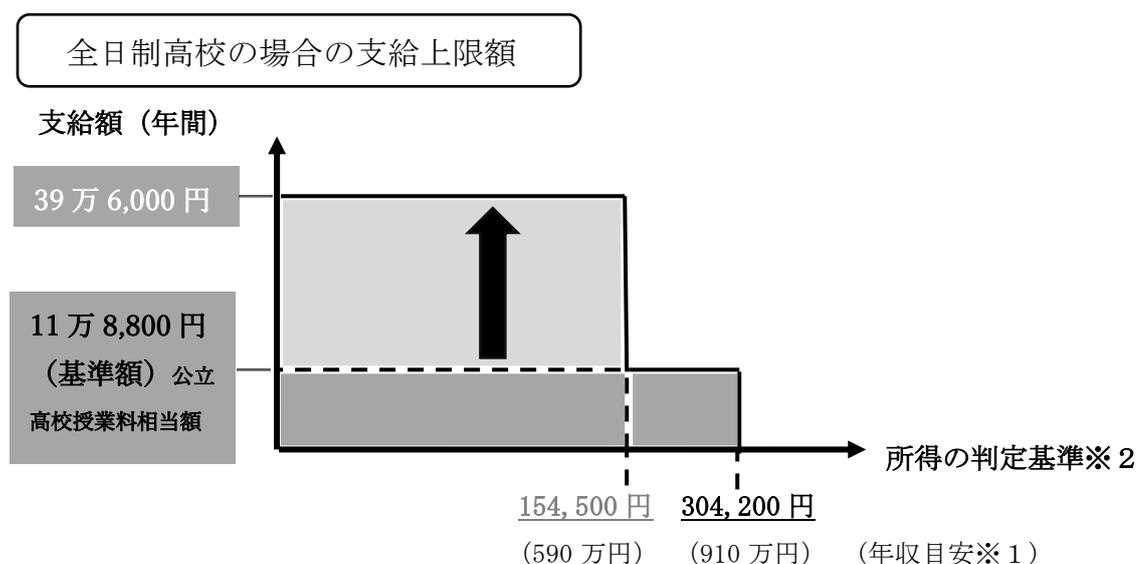


国からの就学支援金について（私立高等学校）

家庭の経済状況にかかわらず意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、平成22年度から、国の費用により国立・私立高等学校等の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金制度が設けられ、授業料の保護者負担の軽減が行われました。さらに、令和2年度からは、年収590万円未満（目安）世帯を対象に授業料の大幅な軽減が行われました。

高等学校等就学支援金の支給額は、保護者の所得によって、次のとおりとなります。



※1 上記の年収目安は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わります。

○返済は不要です。

○上記のほか、山口県では生活保護世帯、年収590万円以上610万円未満世帯を対象に独自の授業料減免に関する制度があります。

高等学校等就学支援金制度 Q & A

Q1 支給対象者はどうなっていますか。

A 国立・私立高等学校（全日制、定時制、通信制）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第3学年まで、高等学校の課程に類する課程を置く専修学校などが対象です。

ただし、市町村民税の課税標準額×6%－調整控除の額が304,200円以上の場合には支給されません。

Q 2 制度の対象は授業料のみですか。

A 生徒の授業料のみです。入学金、施設設備費、修学旅行費、生徒会費等授業料以外の学費は対象になりません。

Q 3 就学支援金は誰が受け取るのですか。

A 学校が本人に代わって受け取り、授業料に充てることとなります。生徒本人（保護者）が直接受け取るものではありません。

なお、学校の授業料と就学支援金の差額については、生徒本人（保護者）が負担する必要があります。詳細については、学校へお問い合わせください。

Q 4 所得による制限はありますか。

A 保護者等の所得に対する市町村民税の課税標準額×6%－調整控除の額が304,200円以上の場合には支給されません。（※2）

Q 5 年齢制限はありますか。

A 年齢による制限はありません。

Q 6 対象となる学校に在学している場合、誰でも支給を受けることができますか。

A 高等学校等を既に卒業したことがある生徒や修業年限を超えて在学している生徒は支給の対象となりません。

Q 7 必要な手続きはありますか。

A 利用のためには申請が必要です。申請書、保護者等のマイナンバーを明らかにできる書類等が必要ですので、入学時に学校からの説明に従って手続きを行ってください。

→ さらに詳しくお知りになりたい場合は 山口県総務部学事文書課私学振興班（083-933-2138）までお問い合わせください。